

富士建築センター株式会社  
BELS 評価業務に係る評価料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「富士建築センター株式会社 BELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という)に基づき、富士建築センター株式会社(以下「F.B.C」という)が行う BELS 評価業務に係る評価料金(以下「料金」という)について、必要な事項を定める。

(料金の区分)

第2条 申請者から徴収する料金の額は、「一戸建ての住宅」「共同住宅等」「非住宅」「一戸建ての住宅と非住宅」「共同住宅等と非住宅」の区分により別表に定める。

(計画変更の料金)

第3条 計画変更の料金は、直前の評価を F.B.C が行っている場合は、1回の変更につき、別表に定める料金の2分の1の額とする。

(プレート等の料金)

第4条 第2条に定める料金に、シール又はプレート(以下「プレート等」という。)の交付に係る料金は含まないものとし、申請者の依頼に基づきプレート等の交付を行う場合は別途プレート等の製作に係る費用の実費相当額を加算するものとする。

(料金の減額)

第5条 F.B.C は、評価の業務が効率的に実施できると判断した場合、評価の料金を減額できるものとする。

(料金の増額)

第6条 F.B.C は、評価の業務に要する時間が想定している時間を超えると判断した場合等においては、評価の料金を増額できるものとする。

(評価書の再発行料金)

第7条 評価書を再発行する場合の料金は、1通につき5,500円(税込)とする。

(料金の支払期日)

第8条 申請者から徴収する料金の支払期日は、請求書発行日から10日以内とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

(料金の支払方法)

第9条 申請者は、料金を前条の支払期日までに F.B.C の指定する銀行口座に振込により納入する。  
ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 F.B.C と申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができるものとする。

(料金の返還)

第10条 収納した手数料は、返還しない。ただし、F.B.C の責に帰すべき事由により BELS 評価業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(料金の見直しと改定)

第11条 F.B.C は状況により、この規定に定める料金の見直しを行い適宜改定することができる。

(附則)

この規程は、令和 5 年 6 月 22 日より施行する。

制定：平成 28 年 4 月 15 日  
改訂：平成 29 年 6 月 19 日  
改訂：令和 元年 10 月 1 日  
最終改訂：令和 5 年 6 月 22 日

別表

【一戸建ての住宅に関する料金（消費税込）】

延床面積	料金
300 m <sup>2</sup> 未満	44,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	別途見積
2,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積

【共同住宅等に関する料金（消費税込）】

審査条件	料金
審査（住戸のみ）	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 110,000 円 ・戸あたり料金 2,200 円
審査（住棟全体）	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金 110,000 円 ・戸あたり料金 2,200 円 ・共用部料金 110,000 円

【非住宅に関する料金（消費税込）】

延床面積	モデル建物法		標準入力法 (主要室入力法を含む)	
	用途		用途	
	A	B	A	B
300 m <sup>2</sup> 未満	88,000 円	55,000 円	154,000 円	110,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	132,000 円	88,000 円	264,000 円	165,000 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	187,000 円	110,000 円	324,500 円	198,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	別途見積		396,000 円	242,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満			440,000 円	275,000 円
20,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満			605,000 円	374,000 円
50,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積			

用途 A：病院、ホテル、集会場、学校など      用途 B：それ以外

※一次エネルギー消費量における建物用途が複数用途となる場合は別途見積

※既存建築物における改修前後の評価を希望する場合は別途見積

【一戸建ての住宅と非住宅に関する料金（消費税込）】

（一戸建ての住宅に関する料金） + （非住宅に関する料金） の 10 分の 8 の額

【共同住宅等と非住宅に関する料金（消費税込）】

（共同住宅等に関する料金） + （非住宅に関する料金） の 10 分の 8 の額